

令和元年7月吉日

「伐木等の業務(安衛則第36条第8号)」
を受講された事業体(個人)様

林業・木材製造業労働災害防止協会香川県支部

伐木等の業務(則36-8)特別教育修了者を対象とした 補講(2.5時間講習)の開催について

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成31年2月14日付け基発0124第9号、以下「施行通達」という)により、令和2年7月31日までに伐木等の業務特別教育の補講を受講されないと、令和2年8月1日より、チェーンソーを用いた伐木等の作業に従事することができなくなります。

このため、伐木等の業務(安衛則第36条第8号)の修了者の方は、補講イ(2.5時間講習)に該当しますので、別紙日程の講習を受講していただきますようご案内いたします。

各曜日とも講習時間は9:30~12:00を予定していますが、受講希望者が30名を超える場合、午後(13:00~15:30)にも開催します。

受講時間は申込順で割り振りし、受講票に記載します。午前午後の指定は出来ませんのでご了承ください。

また、30名以上の受講者が在籍する事業場等にあつては、出張講習を開催することも可能ですので、ご相談ください。

1. 講習科目及び時間

科 目		範 囲	時 間
学 科	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間
実 技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分

